



梅雨もあけ、ほっとしたらすぐに猛暑。体調はいかがでしょう。
忙しかった学期末を終え、やっと一息・・・楽しい夏休みを過ごしていることでしょうね。
暑い中、備品点検や環境整備でみなさん大変でしょうが、二期がスムーズに迎えられるよう、がんばりましょう。

提出、済みましたか

事後確認

7月中に連絡しました、事後確認について提出されたでしょうか。
扶養・住居・通勤手当については、毎年確認することが義務付けられています。未提出の場合は手当が切られることもあります。

8月8日の締切日までに提出してください。事務センターで証拠書類を基に適正に支給されているかどうか、確認します。

所得 と 収入 のちがい

収入額から必要経費をさし 個人年金など各種年金(遺族年金も含む)や
ひいたものをいいます。 給与等、支払われた全金額の合計額をいいます。(手取り額ではありません)

参考に



夏 季 休 暇

7/1～9/30の期間内に5日の範囲内の期間が取得できる特別休暇

(勤務時間休暇等に関する規則第12条第18項)

- 連続取得が原則(特に必要があると認められた場合には、一日毎に分割が可)
- 災害等の緊急業務で特に必要と認められた時には半日単位に分割も可能
- 一日の内に1時間でも夏季休暇として承認された日は、休暇日数の1日として計算

特別休暇でいう「取得できる期間」とは…

1日＝8時間
には換算さ

8/6	8/7	8/8	8/9	8/10
特休	特休 -4	特休	特休 -1	特休



特休の時間数の集計は 3.5日を1時間
特休日数は 5日間



※ ただし、任用期間が2ヶ月以上の常勤講師(期付・臨任)・事務補助員及び学校栄養補助員は7/1～9/30間の任用の期間によって付与される日数が異なります。



夏季休暇の記入例

正規職員の場合5日(1時間でも1日と換算)取得できる。臨時職員の場合はこの限りでない

8月1日 校長	19年8月9日から 19年8月10日まで 2日間 時間	特休	夏季休暇	長野県 松本市	教諭 亀山 花子 ㊞	
8月1日 校長	19年8月13日から 19年8月15日まで 3日間 時間	特休	夏季休暇	自宅	教諭 亀山 花子 ㊞	

